

随意契約理由書

1 案件名称

大阪プール天井改修その他工事－２第３次設計変更設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 東畑建築事務所

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社 東畑建築事務所であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06 - 6208 - 7875)

随意契約理由書

1 案件名称

日之出住宅 8・9号館解体撤去工事外 1 件監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 真鍋建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社真鍋建築設計事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記事業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ

(電話番号 06-6208-9247)

随意契約理由書

1 案件名称

大浪橋住宅1～3号館耐震改修その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社スリーエース総合設計

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社スリーエース総合設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9247)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市営住宅管理システム用Oracle社製ミドルウェア保守運用支援業務委託 長期継続

2 契約の相手方

S C S K株式会社

3 随意契約理由

本案件は、大阪市営住宅管理システム（以下、「本システム」という。）におけるデータベースサーバでのデータ管理の基盤として必要不可欠であるOracle社製ミドルウェアについて、メーカー専任サポートを活用した運用支援の提供（以下「サポートサービス」という。）を受けることを目的とした業務（以下、「本業務」という。）である。現行のサポートサービス契約期間が令和7年3月31日をもって満了すること、及び、当該サポートが1年間単位であることから、1年間の契約延長を行うものである。

本業務については、本システムの運用保守業務委託契約を締結しているS C S K株式会社が同委託業務の一部として令和6年度まで履行していたが、令和7年4月1日付けで、本システムに関する運用保守業務をS C S K株式会社から株式会社ホロンシステムへ移管することとなっている。しかしながら、令和7年1月7日に、株式会社ホロンシステムが令和7年度から本業務を履行するために必要なOracle社のパートナー登録をしていないため本業務を履行できない旨の報告がS C S K株式会社から本市にあった。

そのため、令和7年3月4日に本業務にかかる制限付一般競争入札を執行したが、再入札においても全者予定価格超過となったため当該入札を取りやめ、最低価格で応札した業者に対し価格交渉を行ったものの、交渉は不成立となった。

本システムの安定的な稼働には、Oracle社製ミドルウェアにかかるサポートサービスが不可欠であり、令和7年4月1日から当該サポートを受けていない場合、本システムだけでなく他局も含めた本市で契約している全システムについて、アップグレード、セキュリティ修正、修正パッチ、法改正対応、問い合わせ対応等のサービスが受けられなくなるため、緊急性の高いシステム障害が発生した際の復旧が進まない事態が発生した場合、市民サービスに多大な影響を及ぼすこととなる。

以上のことから、早急な発注が必要であるため、見積り合わせにより、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号での随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

5 担当部署

都市整備局住宅部管理課（電話：06-6208-9213）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市営住宅情報連携システム用Oracle社製ミドルウェア保守運用支援業務委託
長期継続

2 契約の相手方

ＳＣＳＫ株式会社

3 随意契約理由

本案件は、大阪市営住宅情報連携システム（以下、「本システム」という。）におけるデータベースサーバでのデータ管理の基盤として必要不可欠であるOracle社製ミドルウェアについて、メーカー専任サポートを活用した運用支援の提供（以下「サポートサービス」という。）を受けることを目的とした業務（以下、「本業務」という。）である。現行のサポートサービス契約期間が令和7年3月31日をもって満了すること、及び、当該サポートが1年間単位であることから、1年間の契約延長を行うものである。

本業務については、本システムの運用保守業務委託契約を締結しているＳＣＳＫ株式会社が同委託業務の一部として令和6年度まで履行していたが、令和7年4月1日付けで、本システムに関する運用保守業務をＳＣＳＫ株式会社から株式会社ホロンシステムへ移管することとなっている。しかしながら、令和7年1月7日に、株式会社ホロンシステムが令和7年度から本業務を履行するために必要なOracle社のパートナー登録をしていないため本業務を履行できない旨の報告がＳＣＳＫ株式会社から本市にあった。

そのため、令和7年3月4日に本業務にかかる制限付一般競争入札を執行したが、再入札においても全者予定価格超過となったため当該入札を取りやめ、最低価格で応札した業者に対し価格交渉を行ったものの、交渉は不成立となった。

本システムの安定的な稼働には、Oracle社製ミドルウェアにかかるサポートサービスが不可欠であり、令和7年4月1日から当該サポートを受けていない場合、本システムだけでなく他局も含めた本市で契約している全システムについて、アップグレード、セキュリティ修正、修正パッチ、法改正対応、問い合わせ対応等のサービスが受けられなくなるため、緊急性の高いシステム障害が発生した際の復旧が進まない事態が発生した場合、市民サービスに多大な影響を及ぼすこととなる。

以上のことから、早急な発注が必要であるため、見積り合わせにより、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号での随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

5 担当部署

都市整備局住宅部管理課（電話：06-6208-9213）

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

長吉長原東第4住宅41号館設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社中央設備コンサルタント

3 随意契約理由書

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、市営住宅建替計画や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社中央設備コンサルタントが最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9386)

随意契約理由書

1 案件名称

今福中第 2 住宅設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社中央設備コンサルタント

3 随意契約理由書

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、市営住宅建替計画や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社中央設備コンサルタントが最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9386)

随意契約理由書

1 案件名称

摂陽中学校南校舎棟増築その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社メガ建築事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社メガ建築事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9341)

随意契約理由書

1 案件名称

飛鳥住宅6号館設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社日本設備総合研究所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

また、新增築・改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（消防局・水道局・関西電力等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であるため、設計業務から工事監理業務まで行う事業者を一括して選定することで、協議の継続性を確保しているところである。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社日本設備総合研究所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ（電話番号 06-6208-9386）

随意契約理由書

1 案件名称

桑津小学校北校舎棟増築その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

(株)土屋総合設計

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては(株)土屋総合設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9354)

随意契約理由書

1 案件名称

長居陸上競技場外 1 施設ナイター照明設備改修工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社日本設備総合研究所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

また、新增築・改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（経産省・消防局・水道局・関西電力等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であるため、設計業務から工事監理業務まで行う事業者を一括して選定することで、協議の継続性を確保しているところである。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により提案力等を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社日本設備総合研究所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2361)

随意契約理由書

1 案件名称

山口住宅1号館解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 スリーエース総合設計

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては、株式会社 スリーエース総合設計 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9248)

随意契約理由書

1 案件名称

平野第2住宅1号館建設工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 技建設計

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社技建設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ

(電話番号 06-6208-9247)

随意契約理由書

1 案件名称

南部こども相談センター他 1 施設改修その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社大建設計

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社大建設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9341)

随意契約理由書

1 案件名称

浅香西住宅4号館建設工事監理業務委託

2 契約の相手方

櫻設計合同会社

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては、櫻設計合同会社が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9248)

随意契約理由書

1 案件名称

南方住宅 2 号館建設工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 前田都市設計

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社前田都市設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記事業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9247)

随意契約理由書

1 案件名称

東淡路住宅 3 号館建設工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 メガ建築事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社メガ建築事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記事業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ

(電話番号 06-6208-9247)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴町第6住宅2号館建設工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 和光建築事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては、株式会社 和光建築事務所 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9248)

随意契約理由書

1 案件名称

春日出第2住宅1号館建設工事監理業務委託

2 契約の相手方

日下部建築設計事務所 日下部 成樹

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては、日下部建築設計事務所 日下部 成樹 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9248)

随意契約理由書

1 案件名称

井高野第3住宅建設工事監理業務委託

2 契約の相手方

日積設計監理 株式会社

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては、日積設計監理 株式会社が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9248)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

桑津小学校先行迂回その他設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

(株)総合設備コンサルタント

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

また、新增築・改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（経産省・消防局・水道局・関西電力等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であるため、設計業務から工事監理業務まで行う事業者を一括して選定することで、協議の継続性を確保しているところである。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により提案力等を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては(株)総合設備コンサルタントが最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9365)

随意契約理由書

1 案件名称

摂陽中学校先行迂回その他設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

(株) 綜企画設計

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては(株) 綜企画設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ
(電話番号 06-6208-9365)

随意契約理由書

1 案件名称

南部こども相談センター他1施設改修その他設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

(株)大建設計

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては(株)大建設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9361)